

2022年6月13日

沖縄労働局
局長 西川 昌登 様

日本労働組合総連合会
沖縄県連合会(連合沖縄)
会長 東盛 政行

2022年度最低賃金行政に関する要請書

復帰50年の節目の年を迎えた本県は、社会資本の整備は進んできたものの、一人当たりの県民所得は全国の7割程度で最低水準にあるほか、子どもの相対的貧困率は約30%と、全国平均の約2倍となっています。また、20年余に及ぶデフレ経済なども相まって、不安定雇用の増加や格差による貧困が拡大してきました。加えてコロナ禍により、非正規雇用で働く方々のセーフティネットの脆弱性が露呈しました。

近時の物価上昇は、ウクライナ情勢の悪化による資源価格の高騰によりさらに押し上げられ、労働者・生活者の暮らしに大きな影響を及ぼしており、その処遇改善は緊急の課題です。最低賃金近傍の労働者の多くが非正規雇用であることに鑑みれば、最低賃金制度の果たすべき役割は一層重要性を増しており、十分な機能発揮が求められています。

2021年度改定の結果、沖縄地方地域別最低賃金は820円となりました。しかし、当該水準では年間2,000時間働いても年収170万円にも満たず、セーフティネットとして不十分と言わざるを得ません。また、地域間格差も大きな課題であり、他都道府県との差を改善しなければ、県内から都市部への労働力の流出につながり、県経済の回復や県内企業の事業継続・発展を妨げる要因となることは明白です。

連合沖縄は、今次春闘で、雇用の安定とともに、経済・社会の活力の源となる「人への投資」を求めています。最低賃金を引上げ、最賃近傍で働く者の生活の安心・安全を担保することは、その最も重要な要素の1つです。

以上の状況を踏まえ、最低賃金の実効性を担保すべく下記の事項に取り組まれるよう要請いたします。

記

1. 地域別最低賃金について

(1) 労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準に向けた最低賃金額の決定

1) 地域別最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金法第1条を

踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準への改善を目指した地域別最低賃金が決定されるよう、沖縄労働局として努力すること。

- 2) 昨年度の中央最低賃金審議会における「目安に関する公益見解」について、審議会委員の理解が得られない事態に至ったが、全国的整合性のある地域別最低賃金の決定や地方審議会における円滑な審議に重要な役割を果たしてきた目安制度の意義を再度認識した上で、公労使で地方審議会運営をはかれるよう、沖縄労働局として努力すること。

(2) 早期発効に向けて

早期の最低賃金引き上げ発効は全労働者の利益である。そのため、沖縄地方最低賃金審議会への諮問、沖縄地方地域別最低賃金に関する各委員会の開催、および答申の日程設定においては、10月1日を軸に、早期の発効に最大限配慮すること。同時に、沖縄地方審議会委員に対しても、中央最低賃金審議会の審議や答申の内容について丁寧な説明とともに、早期発効の趣旨を踏まえた審議会運営がはかれるよう、働きかけること。

2. 最低賃金の引き上げに向けた環境整備

(1) 労務費の上昇分の適切な価格転嫁に向けた対応

中小企業・小規模事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と中小企業・小規模事業者支援策の周知徹底について、本省や関係省庁と連携をはかること。

(2) 業務改善助成金の活用促進

業務改善助成金については、申請手続きの簡素化や周知徹底をはかるなどして、より中小企業・小規模事業者が活用しやすい環境を整備すること。

3. 特定(産業別)最低賃金について

(1) 特定(産業別)最低賃金の意義・目的を踏まえた審議会運営

- 1) 特定(産業別)最低賃金は、企業の枠を越えた産業別労働条件決定システムとして、労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃金を形成することにより、事業の公正競争の確保に寄与している。この意義・目的について、沖縄地方審議会委員に周知徹底すること。
- 2) その上で、沖縄地方審議会において、公労使がその意義・目的を再認識し、必要性審議も含め、当該産業労使のイニシアティブ発揮に向けた審議会運営がなされるよう働きかけること。

(2) 適用労働者数の適切な把握

特定(産業別)最低賃金の適用労働者数を適切に把握すること。

4. 最低賃金の履行確保

(1) 監督行政の強化等

- 1) 最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。
- 2) 最低賃金制度の遵守に向け、最低賃金額はもとより制度の意義等も含めた周知徹底をはかること。その際は、県内の事業者や労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体や労働組合を含む各種団体との連携をはかること。
- 3) 最低賃金法が適用される労働者か否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き方の実態について徹底した調査の上、適切に判断すること。

(2) 最低賃金の改定額を踏まえた公契約の見直し

最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額を見直すよう、国や関係機関、県および市町村に対して指導を強化すること。

以 上